

Spc jinjiken news

建設業での外国人労働者の受入れを拡大へ (3月27日)

政府・与党は、人手不足が深刻となっている建設業で外国人労働者の受入れを拡大する方向で最終調整に入った。外国人の技能実習制度の拡充を柱に、東京五輪（2020年）による需要に対応する。受入れ人数はピーク時には現状の2倍程度（3万人規模）に増える見込み。

厚生労働省が睡眠に関する世代別指針を策定 (3月25日)

厚生労働省は、睡眠に関する世代別指針をまとめた。2003年に策定された指針を見直したもので、「若い人」「働く人」「高齢者」の世代ごとに注意するポイントを示しており、働く人については、睡眠が十分でない場合、仕事の効率を良くするために短い昼寝を提案している。〔関連リンク〕

第3回 健康づくりのための睡眠指針の改定に関する検討会（資料）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000038164.html>

中小企業向け「テレワーク」助成制度を創設 (3月22日)

政府は、来年度から「在宅テレワーク」の普及を促すため、中小企業向けの助成制度を創設することを明らかにした。ネット環境

を構築する費用として1企業当たり100～150万円を支給する。対象となる企業規模は来月までに決定される予定だが、「資本金1,000万円未満」の企業が中心となる見通し。

国民年金保険料納付期間を5年延長へ 厚労省検討 (3月21日)

厚生労働省は、国民年金保険料の納付期間を5年延長し、原則65歳までとする検討に入った。人口減少などの社会情勢の変化に年金制度が追いついていないことを考慮したもの。年内に改革案をまとめ、来年の通常国会への改正法案提出を目指す。

厚生年金基金の約37%が「解散などを検討」 (3月19日)

厚生労働省は、全国534の基金（3月13日時点）のうち195基金が解散などを検討しているとの調査結果を発表した。175基金はすでに解散方針について決議し、うち20基金が確定給付企業年金への移行を考えている。

就職内定率 大卒・高卒ともに上昇 (3月18日)

厚生労働省と文部科学省は、今春卒業予定の大学生の就職内定率（2月1日時点）が82.9%（前年同期比1.2ポイント上昇）となり、3年連続で改善したと発表した。また、高校生の就職内定率（1月末時点）も90.7%（同2.4ポイント上昇）と、4年連続で改善した。〔関連



リンク]

平成25年度「大学等卒業予定者の就職内定状況調査」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000036530.html>

平成25年度「高校・中学新卒者の求人・求職・内定状況」取りまとめ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000036524.html>

所定内給与が20カ月連続で減少（3月18日）

厚生労働省が1月の「毎月勤労統計調査」の結果を発表し、パート社員割合の増加により、基本給に相当する所定内給与が23万8,436円（前年同月比0.2%減）となり、20カ月連続で前年を下回ったことがわかった。残業代に相当する所定外給与は1万9,303円（同4.8%増）だった。

2030年には「医療・福祉」が最大産業に（3月15日）

厚生労働省は、2030年には「医療・福祉」分野の就業者数が908万人（2012年比202万人増）になるとの推計結果を発表した。大幅に減少する「卸売・小売業」と「製造業」に代わり、産業別の就業者数が最大となると見込んでいる。

賃上げした上場企業の社名等を公表へ（3月14日）

経済産業省は、東証一部に上場している企業約1,800社について、今春闘での賃上げ状況（社名を含む）を公表することを明らかにした。5月にも実施する予定で、収益の増減やベアな

どの状況を公表することにより、賃上げの実施を促すねらい。

50人以上の事業所でメンタルヘルス対策を義務化へ（3月13日）

政府は、改正労働安全衛生法案を11日に閣議決定し、13日に国会に提出した。従業員50人以上の事業所に対してメンタルヘルス対策を義務付ける内容。すべての従業員を対象に年1回のストレス検査を実施し、希望者は医師による面接指導を受けられる。中小企業の負担を考慮して50人未満の事業所については努力義務にとどめた。

労働力人口が今後50年で1,170万人減少 内閣府試算（3月13日）

内閣府は、2060年までの労働力人口予測を発表し、今後約50年で労働力人口が1,170万人減少する試算結果を発表した。女性の労働力の活用が進まない場合には減少幅はさらに広がり、2,782万人減少するとしている。

「有期雇用労働者特別措置法案」を閣議決定（3月7日）

政府は、有期雇用の契約期間を延長する「有期雇用労働者特別措置法案」を7日に閣議決定し、同日国会に提出した。定年後の再雇用者や年収1,000万円超の専門職の労働者については「5年無期転換ルール」の例外とする内容。今国会での成立と2015年4月からの施行を目指す。



最新情報 労働移動支援助成金として「受入れ人材育成支援奨励金」を創設

本年3月1日から、雇用保険二事業の助成金の一つである労働移動支援助成金について拡充が図られ、従来からある再就職支援奨励金に加え、新たに「受入れ人材育成支援奨励金」が創設されました。

労働移動支援助成金	
再就職支援奨励金	受入れ人材育成支援奨励金〔新設〕
離職を余儀なくされる労働者の再就職支援を民間職業紹介事業者に委託等して行う事業主を助成	離職を余儀なくされた労働者を雇い入れ訓練を行う事業主を助成→以下でポイントを紹介

◆◆ 受入れ人材育成支援奨励金のポイント ◆◆

1 主たる支給要件

次のすべての措置をとることが必要です。

- ① 対象労働者を次のア～ウのいずれかにより受け入れること。
 - ア 雇用対策法に基づく再就職援助計画等の対象者を離職日から1年以内に期間の定めがない労働者として雇い入れる。
 - イ 移籍により、移籍元事業主における離職日から6か月以内に期間の定めがない労働者として受け入れる。
 - ウ 在籍出向により受け入れた上で、受入れの日から6か月以内に、移籍に切り換えて期間の定めのない労働者として受け入れる。
- ② 職業訓練計画を作成すること。
- ③ 職業訓練計画を含めた申請書類を管轄の労働局に提出し、訓練開始前に認定を受けること。
- ④ 職業能力開発推進者を選任すること。
- ⑤ ③により認定を受けた計画に基づき、対象者の雇入れた日（又は受入れた日）から1年以内に訓練を開始すること。
- ⑥ 訓練実施期間中に対象者に対し賃金を支払うこと。

2 支給額

訓練の種類に応じて、1つの職業訓練計画について支給対象者1人当たり下表の支給額の合計がまとめて支給されます。ただし、1年度1事業者あたり5,000万円を上限とします。

訓練の種類	助成対象	支給額
Off-JT	賃金助成	1時間あたり 800円
	訓練経費助成	実費相当額 上限 30万円
OJT	訓練実施助成	1時間あたり 700円

最新情報 平成26年3月分からの協会けんぽの保険料率(一部引き上げ)

中小企業の従業員の方を中心とした健康保険を取り仕切る全国健康保険協会は、基本的に、毎年1回、3月分(4月納付分)から適用される保険料率の見直しを行っています。

平成26年3月分から適用される保険料率については、一般保険料率(都道府県単位保険料率)は据え置くこととされましたが、介護保険料率(全国一律)は0.17%引き上げることとされました。

◆◆ 平成26年3月分(4月納付分)からの協会けんぽの保険料率 ◆◆

1 一般保険料率〔都道府県単位保険料率〕

北海道	10.12%	石川県	10.03%	岡山県	10.06%
青森県	10.00%	福井県	10.02%	広島県	10.03%
岩手県	9.93%	山梨県	9.94%	山口県	10.03%
宮城県	10.01%	長野県	9.85%	徳島県	10.08%
秋田県	10.02%	岐阜県	9.99%	香川県	10.09%
山形県	9.96%	静岡県	9.92%	愛媛県	10.03%
福島県	9.96%	愛知県	9.97%	高知県	10.04%
茨城県	9.93%	三重県	9.94%	福岡県	10.12%
栃木県	9.95%	滋賀県	9.97%	佐賀県	10.16%
群馬県	9.95%	京都府	9.98%	長崎県	10.06%
埼玉県	9.94%	大阪府	10.06%	熊本県	10.07%
千葉県	9.93%	兵庫県	10.00%	大分県	10.08%
東京都	9.97%	奈良県	10.02%	宮崎県	10.01%
神奈川県	9.98%	和歌山県	10.02%	鹿児島県	10.03%
新潟県	9.90%	鳥取県	9.98%	沖縄県	10.03%
富山県	9.93%	島根県	10.00%		

(補足) 都道府県単位保険料率は、「特定保険料率(後期高齢者支援金等に充てる分)」と「基本保険料率(協会けんぽの加入者に対する医療給付、保健事業等に充てる分)」から構成されています。

平成26年3月分からは、「特定保険料率」が全国一律で4.07%(4.15%から変更)になりました。

例) 東京都の場合: 都道府県単位保険料率9.97%(うち、特定保険料率4.07%、基本保険料率5.90%)

2 介護保険料率(40歳以上65歳未満の方)

全国一律 1.72%(1.55%から引上げ)

注. 健康保険組合が管掌する健康保険においては、組合独自の保険料率となっており、介護保険料の負担の仕方も異なる場合があります。所属する組合の規約等をご確認ください。

保険料は、標準報酬月額×上記の率になります。

40歳以上65歳未満の介護保険第2号被保険者は標準報酬月額×(上記の率+1.72%)になります。計算して出た保険料の額を労使折半で負担します。

今回の見直しにおいては、40歳以上65歳未満の方に限って、健康保険の保険料が変更されることになります。